

仕 様 書

委託業務名称：沖縄県住生活基本計画変更計画策定等業務
業務委託場所：沖縄県内
履 行 期 間：契約締結の翌日から 令和4年3月25日 まで

1 本仕様書の適用

- (1) 本仕様書は、沖縄県（以下、「県」という。）の発注する沖縄県住生活基本計画変更計画策定等業務に適用する。
- (2) 業務内容は、2 (1)～(4)に掲げる業務とする。
- (3) 成果品は、全て県の所有とし、県の許可を受けないで他に公表、貸与、使用してはならない。
- (4) 本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定しなければならない。

2 対象業務

(1) 沖縄県住生活基本計画変更計画策定業務

ア 業務の目的

本県では、平成18年度に「誰もが安心して心地よく暮らせる 美ら島 沖縄」を目指して「沖縄県住生活基本計画」を策定し、平成24年、平成28年に同計画の見直しを行い、本県の住宅施策を進めているところであるが、今年度（令和3年度）は、5年ごとの計画の見直し時期にあたっており、現行計画で定めた各施策及び指標の見直しを行うために必要な各種資料やデータの収集及び検討委員会を開催し、同計画の変更計画を策定する。

また、マンション管理の適正化の推進に関する法律第3条の2に定める「マンション適正化推進計画」及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第5条第1項に規定する「賃貸住宅供給計画」を本沖縄県住生活基本計画が兼ねるものとする変更を行う。

イ 業務内容

構成はおおむね以下のとおりとする。ただし、受託者は調査職員と協議のうえ、まとめやすいように下記の内容を統合したり、順序を変えることができる。また、下記以外にも必要と思われる事項があれば追加するものとする。

なお、本業務を遂行するにあたり必要な資料等を受託者に貸与する。

- (7) 現行施策効果の分析、評価、見直し（H30住宅・土地統計調査報告等による各指標の検証等）
 - a 満足度・重要度分析による県民ニーズ評価
 - b 成果指標の分析
 - c 施策の実施状況を踏まえた総合評価
 - d 国の成果指標との整合性の確保に伴う状況把握
 - e 異なる役割を持たせた成果指標の提案
- (8) 全国計画、県の新たな動向（施策展開）への対応
 - a 選択と集中による計画の実効性の確保
 - b 住宅施策と福祉施策の連携における先駆的取組みの反映
 - c トータルな住生活を支える提案
 - d 市町村アンケート調査の実施
 - e 住宅・福祉関連事業者・NPO等に対するヒアリングの実施
- (9) 今後の県営住宅戸数のあり方の検討
 - a 国の公営住宅目標量設定支援プログラムを活用した要支援世帯の算出
 - b 民間等との役割分担による要支援世帯への対応
 - c 沖縄県の特性を踏まえたプログラムの調整

- (d) 県営団地における福祉施設の併設等、団地環境の改善・活性化の検討
 - a 生活支援の主体ごとの実施方策の検討
 - b 既存ストックの活用による地域活性化の提案
- (e) 沖縄県マンション管理適正化推進計画の兼用
 - a 沖縄県の町村区域におけるマンション管理の適正化に関する目標
 - b 沖縄県の町村区域におけるマンションの管理の状況を把握するための措置に関する事項
 - c 沖縄県の町村区域におけるマンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項
 - d 沖縄県の町村区域における管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針に関する事項
 - e マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - f 計画期間
 - g その他沖縄県の町村区域内におけるマンションの管理の適正化に推進に関し必要な事項
- (f) 沖縄県賃貸住宅供給促進計画の兼用
 - a 県内における要配慮者の世帯数や居住の実態の把握及び要配慮者に対する賃貸住宅の供給状況の把握（参考「賃貸住宅供給促進計画の検討・策定の手引き」）。
 - b a以外で、供給促進計画において定めることとされている事項についての検討。
 - c a及びbを踏まえ、供給促進計画改定案を作成する。
- (g) 付随する関連業務
 - 県内市町村との協議、パブリックコメント及び地域住宅協議会の実施に必要な資料作成並びに意見への対応（見直し等）
- (h) 留意事項
 - 沖縄21世紀ビジョン基本計画・実施計画（平成24年度～33年度）との整合を図ること。

ウ 検討委員会の開催・運営

県において学識経験者、有識者、関係機関、庁内関係部局の代表者等を委員として、沖縄県住生活基本計画変更計画策定に係る内容を検討する委員会を設置する。（以下、「委員会」という。）検討委員会の開催・運営に係る次の業務を行う。

- (7) イ業務内容から得られた資料や既存の資料等を分析し、課題等を整理することにより、検討委員会用の資料作成及び技術的な提案をすること。
- (8) 委員会は業務期間中に3回程度開催し、議事録を作成し、委員長及び県へ内容確認を行う。
- (9) 委員会で各委員からの意見及び質問事項等について、県と調整の上、回答資料を作成する。
- (10) 委員会の開催・運営に関する各委員との調整業務
- (11) その他の業務 必要な業務が生じた場合は、県と協議する。

エ 業務の実施

業務の実施にあたっては、オに掲げる既存の計画及び調査等との整合を図ること。

オ 当課の主な既存資料

- (7) 沖縄県住生活基本計画（平成18年度）（計画期間 平成18年度～平成27年度）
- (8) 沖縄県住生活基本計画（平成24年度）（計画期間 平成23年度～平成32年度）
- (9) 沖縄県住生活基本計画（平成29年度）（計画期間 平成28年度～平成37年度）
- (10) 沖縄県住宅基本計画策定基礎調査＜報告書＞（平成28年8月）
- (11) 平成30年住宅・土地統計調査、平成30年住生活総合調査及び平成27年国勢調査
- (12) 平成30年住生活総合調査拡大調査結果（令和3年3月）
- (13) 沖縄県住生活基本計画基礎調査業務報告書（令和3年6月）
- (14) 令和2年度沖縄県マンション実態調査報告書【概要版】（令和3年3月）
- (15) 平成30年度マンション総合調査結果報告書（平成31年4月）
- (16) 沖縄県賃貸住宅供給促進計画（計画期間 平成31年から平成37年度）
- (17) その他関係資料

カ 成果品

- (7) 沖縄県住生活基本計画 A4判
150ページ程度 150部（必要なページについてはカラー刷りとする。）
- (8) 沖縄県住生活基本計画（概要書）A4判
20ページ程度 200部（必要なページについてはカラー刷りとする。）
- (9) プレゼンテーション用概要（概要書をベースとしたパワーポイントファイル） 1部
- (10) 電子データ（CD-R、報告書・概要書・プレゼンテーション用概要のデータ）
- (11) 業務報告書（正副2部、電子媒体CD-R）

(2) 令和3年度沖縄県高齢者居住安定確保計画改定委託業務

ア 業務の目的

本業務は、国土交通大臣及び厚生労働大臣が共同で定める高齢者の居住の安定確保に関する基本的な方針（基本方針）に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安全に安心して住み続けられるための基本的な方針やその実現に向けた施策等を示した「沖縄県高齢者居住安定確保計画（平成31年3月策定）」の所用の見直しを行い、昨今の社会情勢の変化に対応したより効率的で実効性のある計画として改定を行う。

イ 業務内容

現行計画である「沖縄県高齢者居住安定確保計画（平成31年度～平成36年度）」の改定業務及びそれに付随する業務とする。改定後の計画構成は、次の(ア)aからfに示す事項を基本とする。最新のデータ（※1）により本県の高齢者の住まいについて現状を把握し、また、福祉部局及び住宅部局で取り組んでいる施策等を横断的に分析し、その結果を踏まえつつ課題の抽出及び目標の見直しを行い、新たな動向（施策展開）に対応した計画に改定する。また、計画改定に付随する関連業務については(イ)に示す。なお、計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とする。

(ア) 「沖縄県高齢者居住安定確保計画」改定版の作成

- a 高齢者居住安定確保計画の目的と位置づけ
 - (a) 策定の背景と目的
 - (b) 計画の位置づけと期間
 - (c) 計画の構成
- b 沖縄の高齢者を取り巻く状況の分析
 - (a) 人口構造の状況
 - (b) 要介護（要支援）高齢者の状況
 - (c) 高齢者世帯の状況
 - (d) 高齢者の所得状況
 - (e) 高齢者の住まい等の状況
 - (f) 高齢者の民間賃貸住宅入居に関する実態
 - (g) 高齢期における住まいの意向
 - (h) 高齢者向け住宅、介護保険施設等の整備状況
 - (i) 離島町村の状況
- c 高齢者の居住の安定確保に向けた課題と目標の設定
 - (a) 高齢者の住まいに関する課題
 - (b) 高齢者の居住の安定確保に向けた目標
 - (c) 数値目標
- d 目標実現のための施策
 - (a) 推進施策
- e 沖縄県サービス付き高齢者向け住宅事業について
 - (a) 沖縄県サービス付き高齢者向け住宅事業登録基準（法定基準への付加）※現行基準の見直し
 - (b) 他都道府県の付加基準の設定状況の調査及び分析

(c) 県内サービス付き高齢者向け住宅登録状況・入居状況・サービスの提供状況等の分析

f 資料編

(a) 関連計画

(b) 用語集

(i) 付随する関連業務

県内市町村協議、パブリックコメント及び地域住宅協議会の実施に必要な資料作成及び意見への対応（見直し等）

(ii) 留意事項

計画の見直しにあたって、次の事項に留意するものとする。

a 福祉政策と連携し、県政の発展に寄与するものであること。

b 「高齢者住宅必携平成30年度版一般財団法人高齢者住宅財団」及び「高齢者居住安定確保計画策定マニュアル財団法人高齢者住宅財団」（※2）を参照すること。

c 沖縄県高齢者保健福祉計画（令和3年度～5年度）及び沖縄県住生活基本計画（令和3年度～12年度）と整合したものであること。

d 沖縄21世紀ビジョン基本計画・実施計画（平成24年度～33年度）及び他の上位計画・関連計画と整合したものであること。

e 受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）に基づき、その取り扱いに十分留意すること。

f 本仕様書に明示なき事項又は業務上で疑義が発生した場合は、速やかに県と協議すること。

ウ 業務の実施

業務の実施にあたっては、(i)に掲げる既存の計画及び調査等と整合を取ること。

エ 当課の主な既存資料

(7) 沖縄県高齢者居住安定確保計画（平成31年3月）（計画期間 平成31年度～平成36年度）

(i) 沖縄県高齢者保健福祉計画（令和3年3月）（計画期間 令和3年度～令和5年度）

(ii) その他関係資料

オ 成果品

(7) 沖縄県高齢者居住安定確保計画（改定版） A4判フルカラー
70ページ程度 200部

(i) 沖縄県高齢者居住安定確保計画（改定版）の概要版 A4判フルカラー
12ページ程度 200部

(ii) プレゼンテーション用概要（概要版をベースとしたパワーポイントファイル） 1部

(iii) 電子データ（a報告書・b概要書・cプレゼンテーション用概要のデータ、電子媒体CD-R）

(iv) 業務報告書（正副2部、電子媒体CD-R）

※1 分析データは、昨年度に見直しされた「沖縄県高齢者保健福祉計画（令和3年度～令和5年度）」と整合を図る必要があるため、(7)bのデータについては県が提供する。

※2 住宅課が貸与する。

(3) 沖縄県公営住宅等長寿命化計画等策定業務

ア 業務の目的

本県では、これまで20,021戸の県営住宅を建設しているが、その約半数が昭和55年から平成2年までの11年間に建設されており、これらの老朽化した多くの公営住宅ストックの効率的な更新が課題となっている。このため、公営住宅ストックの長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に資するため、平成29年度に「沖縄県公営住宅等長寿命化計画」及び「沖縄県公営住宅ストック総合活用計画」を策定し整備方針としているところであるが、同計画の策定から5年が経過していることから、これらの計画の見直し、新しい計画を策定する。

また、公営住宅ストックの長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に効果的な維持修繕を実現させるために「沖縄県公営住宅等長期修繕計画」を併せて策定する。

イ 業務内容

構成はおおむね以下のとおりとする。ただし、受託者は住宅課職員と協議の上、まとめやすいように下記の内容を統合したり、順序を変えることができる。また、下記以外にも必要と思われる事項があれば追加するものとする。県は、本業務を遂行するにあたり必要となる県の資料等を受託者に貸与する。

沖縄県公営住宅等長寿命化計画（本文のみ20頁程度とする。）

- (ア) 長寿命化計画の背景・目的
 - a 背景
 - b 目的
- (イ) 計画期間
 - ・R3年度～R12年度
- (ロ) 公営住宅等ストックの状況
 - ・管理戸数（構造種別、建築年度別、規模別、行政区域別、供給主体別 等）
 - ・入居者の状況（年齢別、世帯人数別、収入状況 等）
 - ・応募倍率、収入超過者・高額所得者に対する取組状況
 - ・空家の状況
 - ・その他事業手法の選定に用いる公営住宅等ストックの物理的な状況等（耐震性の有無、二方向避難の確保状況、バリアフリー化の状況等）
- (ハ) 長寿命化に関する基本方針
 - a ストックの把握（定期点検及び日常点検）・修繕の実施・データ管理に関する方針
管理する公営住宅ストックの数や特性等に応じて、ストックの現状把握、データ管理に関する方針を記載する。
 - b 改善事業の実施による長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に関する方針
公営住宅等の改善事業の実施による長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図るための維持管理（日常点検、計画修繕、改善）の方針を記載する。
- (ニ) 長寿命化計画の対象と事業手法の選定
 - a 対象
県営住宅（改良住宅を含む。）
 - b 団地別・住棟別状況の把握（調査項目の設定）
 - (a) 団地別・住棟別の基礎的項目（敷地面積、戸数、建設年度等）
 - (b) 団地別・住棟別活用手法の選定に必要な項目（需要、周辺環境等）
 - (c) 維持管理の計画に必要な項目（現状、修繕・管理・点検履歴、仕様等）
 - c 団地別・住棟別活用計画
ストック活用計画手法別（修繕、改善、建替、用途廃止等）の戸数を整理する。
手法の選定フロー：1次判定、2次判定、3次判定
- (ホ) 点検の実施方針
 - ・定期点検及び日常点検の実施方針を記載する。
- (ヘ) 計画修繕の実施方針
 - a 適切な維持管理による長寿命化を図るため、計画修繕の実施方針を記載する。
 - b 別冊で策定する「沖縄県公営住宅等長期修繕計画」との整合を図り、効率的な工事の実施が可能な計画とする。
- (ト) 改善事業の実施方針
 - ・安全性確保型、長寿命化型、福祉対応型、居住性向上型に分類し、各々の実施方針を記載する。
- (チ) 建替事業の実施方針
 - ・高度利用、土地の有効活用（社会福祉施設の導入等）
 - ・他の団地との集約・再編等の可能性
- (リ) 長寿命化のための事業実施予定一覧
 - a 【様式1】計画修繕・改善事業の実施予定一覧

- b 【様式2】 新規整備事業及び建替事業の実施予定一覧
 - c 【様式3】 共同施設に係る事業の実施予定一覧（集会所・遊具等）
- (㊦) ライフサイクルコストとその縮減効果の算出

新規整備及び建替事業を実施する公営住宅等について、ライフサイクルコストを算出し、その結果を記載する。

また、長寿命化型改善事業、全面的改善事業を実施する公営住宅等を対象として、ライフサイクルコスト（LCC）の縮減効果を算出する。

沖縄県公営住宅等ストック総合活用計画（80ページ程度）

(㊧) 計画の概要

- a 背景と目的
- b 計画の位置づけ
計画の構成
- d 計画の対象 県営団地132団地 17,060戸 豊見城団地県改良住宅 409戸
- e 計画の期間 R3年度～R12年度

(㊨) 公営住宅等ストックの状況のまとめ

- a 管理戸数（構造種別、建設年度別、規模別、地域別 等）
- b 入居者の状況（年齢別、世帯人数別 等）
 - (a) 居住面積と世帯人数の関係表を作成し、住生活基本計画（全国計画）に基づく最低居住面積を下回る住戸数、都市型誘導居住面積を上回る住戸数を把握する。また、何人世帯が多いかなどについても把握する。
 - (b) 年齢別入居世帯数の図表を作成し、高齢者世帯が多いか、子育て世帯が多いかなどについて把握する。また、世帯主の年齢層も把握する。
- c 入居者の収入状況
分位による所得金額範囲に対する戸数表を作成し、原則階層や収入超過階層の割合を把握する。
- d 空き家の状況
団地毎にまとめる。
- e 収入超過者・高額所得者に対する取り組み状況
- f 応募者の状況
募集戸数、応募人数、応募倍率などをまとめる。

(㊩) これまでの取り組み結果

現行のストック活用計画で位置づけられている建て替え、改善、修繕計画がどの程度進捗したかについてまとめる。

(㊪) ストック活用の基本目標

- a 基本理念
- b 基本方針（以下は項目例）
 - (a) 建物（躯体）の安全性の確保、耐久性の向上による長期有効活用
 - (b) セーフティネット機能の確保
 - (c) 質の高い住宅ストックの形成と維持保全
 - (d) 高齢者等に配慮した住宅・住環境の創出
 - (e) 団地コミュニティや市町村との連携による福祉施設の整備、防犯性の向上
 - (f) 環境に配慮したストックの形成
- c 整備水準の目標
誘導居住面積水準を目指した住宅供給、高齢者世帯、単身世帯、子育て世帯への配慮等

(㊫) 県営住宅（改良住宅を含む）活用手法の検討

- a 活用手法選定の考え方
 - (a) 手法選定の視点
 - (b) 手法選定のフロー：1次判定、2次判定、3次判定
- b 活用手法の選定
県営住宅及び改良住宅の全団地について判定する。

(カ) ストック活用計画

(ワ) で判定された各団地について、事業手法を検討する。

a 建て替え

- (a) 手法
- ・高層化→余剰地活用（福祉施設（市町村の役割も検討）、売却等）
 - ・団地の統合（2つ以上の団地が近い場合）
 - ・高齢者単身世帯等のため、1ルーム・1LDKなどの規模の小さい住戸を造る。
 - ・PFI等民間活用 等

(b) 優先順位：

耐用年数、劣化状況、耐震性、機能性、需要の高さ（応募倍率）等を総合的に判断し、優先順位を決める。

※耐震性のみが問題で、コンクリート・鉄筋がそれほど劣化していない団地は耐震改修を行う。

b 改善

耐震性、劣化状況は問題ないが、機能性に問題がある場合に改善を行う。

- ・2戸を合わせて1戸にする、3戸を合わせて2戸にする（部屋を増やす）。
- ・1戸を分割し2戸にする（単身者用）。
- ・バリアフリー化、ニーズにあった設備機器の付加等
- ・防水や設備更新など、修繕であっても長寿命化が期待できるものは改善として扱う。

c 修繕

個別の日常的な修繕とは別に、長期修繕計画を決める。

沖縄県公営住宅等長期修繕計画（本文のみ 10ページ程度（計画表等除く））

(ア) 背景・目的

(イ) 計画期間

- ・R3年度～R32年度（30年以上）

(ウ) 長期修繕計画の構成

- a 建物・設備の概要
- b 調査・診断の概要（次回実施時期含む）
- c 長期修繕計画の作成・修繕費の設定の考え方
- d 長期修繕計画の内容（計画期間の設定、推定修繕項目、修繕終期、修繕工事費など）

(エ) 対象団地

- ・全ての県営住宅（改良住宅含む。）

(オ) 長寿命化計画との整合

- ・「沖縄県公営住宅等長寿命化計画」に記載している下記方針等との整合を図る。

a 点検の実施方針

b 計画修繕の実施方針（時期の重複の場合は、併せて工事を実施するなど）

c 建替事業の実施方針（残りの供用期間は短い場合は、修繕を行わないなど）

(カ) その他

- ・沖縄県公営住宅等長期修繕計画作成に向けた基礎調査業務（その1）報告書（令和2年度作成中）との整合を図る。

ウ 業務の実施

業務の実施にあたっては、4）に掲げる既存の資料と整合を取ること。

エ 当課の主な既存資料

(ア) 沖縄県公営住宅ストック総合活用計画（平成29年度）

(イ) 沖縄県公営住宅等長寿命化計画（平成29年度（令和2年3月一部改定））

(ウ) 県営住宅ストック総合活用基礎調査業務 報告書（平成28年度、令和2年度（作成中））

(エ) 沖縄県県営住宅長寿命化管理マニュアル（平成25年度）

(オ) 沖縄県公営住宅等長期修繕計画作成に向けた基礎調査業務（その1）報告書（令和2年度）作成中

- (カ) 公営住宅等長寿命化計画策定指針（平成28年度 国土交通省）
- (キ) その他：入居者の各種データ（管理班）

オ 成果品

- (ア) 沖縄県公営住宅等長寿命化計画 原稿（電子データをCD-R等に記録して提出）
- (イ) 沖縄県公営住宅等長寿命化計画の印刷物 本文のみ20頁程度 30部
- (ウ) 沖縄県公営住宅等ストック総合活用計画 原稿（電子データをCD-R等に記録して提出）
- (エ) 沖縄県公営住宅等ストック総合活用計画の印刷物 80頁程度 30部
- (オ) 沖縄県公営住宅等長期修繕計画 原稿（電子データをCD-R等に記録して提出）
- (カ) 沖縄県公営住宅等長期修繕計画の印刷物 本文のみ10頁程度 30部
- (キ) 業務報告書（正副2部、電子媒体CD-R）

カ 中間報告会及び最終報告会の実施

- (ア) 庁内関係各課向けの報告会を実施する。
- (イ) 報告会において、質疑、意見、指摘等があった場合には、質疑等に対する回答及び根拠資料の提出又は報告書の修正を行う。

(4) 全面的改善の最適改善手法評価の実施

ア 業務の目的

本県の公営住宅の約半数が昭和55年から平成2年までに建設されている。これらの老朽化した多くの公営住宅ストックの長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減及びバリアフリー化に資するための施策として全面的改善事業が有効な手法となるか検討する。

イ 業務概要

(ア) 最適改善手法評価の実施

南城地域居住機能再生計画書において、全面的改善と位置づけられている県営新開第2 団地について、令和2年度に策定した全面的改善計画（案）（作成中）をもとに評価申請書を作成し、公的機関における評価を受ける。（公的機関からの指摘等に対する修正業務を含む。）

(イ) 全面的改善事業実施に対する課題等の整理

最適改善手法評価の結果を踏まえ、今後、継続的に全面的改善事業を行うための課題や可能性等を整理し、報告書としてまとめる。

3 関係法令等の遵守

本業務を実施するにあたっては、本仕様書のほか、関係法令、規則、通達等を遵守しなければならない。

4 提出書類

本業務を実施するにあたって受託者は、次の資料を適宜提出しなければならない。

- ア 着手届
- イ 管理技術者、照査技術者、担当技術者届（経歴書添付）
- ウ 業務実施日程表
- エ 業務計画書
- オ 業務委託完了報告書及び納品書
- カ 作業（打合せ）記録簿
- キ その他県が必要とみなした書類

5 管理技術者、照査技術者

管理技術者及び照査技術者は、次のいずれかの資格を有するものでなければならない。なお、管理技術者は、照査技術者を兼ねることはできないものとする。

- ア 技術士（総合技術監理部門：都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- イ 技術士（建設部門：都市及び地方計画）で平成12年度以前に試験に合格し、技術士法による登録を

行っている者。

ウ 技術士（建設部門：都市及び地方計画）で平成13年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ本業務に該当する部門（技術士制度における技術部門で建設部門：都市及び地方計画）に4年以上従事している者。

エ R C C M（都市計画及び地方計画）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

オ 建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する一級建築士

6 打合せ等

本業務の実施にあたっては、業務実施日程表に従ってこれを行い、管理技術者は事前に十分係員と打合せを行い、手戻りを生じないように努めなければならない。また、作業打合せ簿を作成し、調査職員へ提出確認を行った後、相互にその打合せ簿を一部ずつ保管するものとする。

なお、業務の進捗状況及び業務内容の打合せについては、必要に応じて随時実施するものとする。

7 成果品の検査

本業務は、成果品の検査の合格をもって完了とする。また、完了後において瑕疵が発見された場合は修正、又は再作業を行うものとする。

8 成果品の帰属

本業務の成果品は、全て県の管理及び帰属とする。

9 業務環境改善の実施

業務環境に関しては、業務環境改善実施要領の3. 取組内容について、業務着手時の打合せ時に協議し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿に記録すること。

当該要領については、沖縄県技術・建設業課のホームページ（下記アドレス）を参照すること。

<https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/kankeitosyo.html>